令和5年8月1日施行

学校法人名城大学寄附行為

学校法人 名城大学

学校法人 名城大学寄附行為

改正 (昭和42年12月25日 校管第51の111号 文部大臣認可 昭和43年2月12日登記)

(昭和44年3月31日 校管第136号 短期大学部電気料・機械科廃止に伴う一部変更認可 昭和44年5月6日登記)

(昭和48年1月26日 地管第4の11号 附属高等学校定時制課程廃止に伴う一部変更認可 昭和48年2月20日登記)

(昭和49年8月31日 校管第1の84号 大学院農学研究科増設に伴う一部変更認可 昭和49年9月11日登記)

(昭和51年12月25日 校管第1の98号 短期大学部 商経科二部廃止に伴う一部変更認可 昭和52年1月26日登記)

(昭和60年8月11日 土地の名称地番変更に伴う一部変更 昭和60年8月20日登記)

(昭和61年2月17日 校高第1の11号 理工学部電気工学科の名称変更に伴う一部変更認可 昭和61年4月1日登記)

(平成5年3月19日 校高第1の17号 大学院工学研究科の名称変更に伴う一部変更認可 平成5年4月1日登記)

(平成6年12月21日 校高第50号 都市情報学部の設置に伴う一部変更認可 平成7年1月24日登記)

(平成7年12月22日 校高第50号 薬学部医療薬学科・薬学科の設置に伴う一部変更認可 平成8年1月24日登記)

(平成10年12月22日 校高第37号 大学院都市情報学研究科の設置、校高第50号法学部法学科・応用実務法学科及び農学部生物資源学科・応

用生物化学科の設置並びに校高第1の116号 商学部一部及び理工学部一部の名称変更に伴う一部変更認可 平成11年1月25日登記)

(平成11年12月22日 校高第37号 大学院経済学研究科の設置、校高第50号 経営学部経営学科・国際経営学科及び経済学部経済学科・産業 社会学科及び理工学部数学科・情報科学科・電気電子工学科・材料機能工学科・機械システム工学科・交通科学科・建設システム工学科・環境創造学科・建築学科並びに短期大学部情報国際科の設置に伴う一部変更認可 平成12年1月26日登記)

(平成12年12月21日 校高第37号 大学院経営学研究科の設置に伴う一部変更認可 平成13年3月5日登記)

(平成13年12月20日 13校文科高第932号 大学院総合学術研究科の設置に伴う一部変更認可 平成14年2月26日登記)

(平成14年10月28日 14文科高第524号 短期大学部商経科―部廃止に伴う―部変更認可 平成14年11月21日登記)

(平成14年12月19日 14文科高第638号 人間学部人間学科の設置に伴う一部変更認可 平成15年1月31日登記)

(平成15年5月29日 薬学部薬学科及び製薬学科廃止に伴う一部変更 平成16年3月2日登記)

(平成 15 年 11 月 27 目 15 文科高第 592 号 大学院法務研究科の設置に伴う一部変更認可 平成 16 年 3 月 2 日登記)

(平成16年4月1日 理工学部情報工学科の設置に伴う一部変更 平成16年4月9日登記)

(平成17年4月1日 農学部生物環境科学科の設置に伴う一部変更 平成17年4月12日登記)

(平成17年7月29日 17文科高第314号 短期大学部の廃止に伴う一部変更認可 平成17年8月26日登記)

(平成18年1月31日 17文科高第700号 大学院大学・学校づくり研究科設置に伴う一部変更認可 平成18年3月3日登記)

(平成18年3月8日 17校文科高第393号 規定内容の整理に伴う一部変更認可 平成18年3月27日登記)

(平成18年4月1日 薬学部薬学科(6年制)の設置に伴う一部変更 平成18年4月7日登記)

(平成18年5月25日 商学部二部・農学部(農学科・農芸化学科)の廃止に伴う一部変更 平成18年7月10日登記)

(平成19年5月24日 法学部二部法学科並びに理工学部二部数学科、電気電子工学科、機械工学科、交通機械学科、土木工学科及び建築学科の廃止に伴う一部変更 平成19年8月1日登記)

(平成19年12月31日 大学院商学研究科並びに理工学部数学科、電気電子工学科、機械工学科、交通機械学科、土木工学科及び建築学科の廃止に伴う一部変更 平成20年1月23日登記)

(平成20年4月30日 商学部一部商学科及び経済学科の廃止に伴う一部変更 平成20年5月9日登記)

(平成20年6月30日 法学部一部法学科の廃止に伴う一部変更 平成20年7月24日登記)

(平成22年12月24日 22文科高第923号 大学院人間学研究科設置に伴う一部変更認可 平成23年1月26日登記)

(平成23年4月1日 理工学部交通科学科の名称変更に伴う一部変更 平成23年4月8日登記)

(平成23年5月31日 理工学部情報科学科の廃止に伴う一部変更 平成23年7月14日登記)

(平成 24 年 5 月 31 日 薬学部医療薬学科・薬学科 (4 年制) の廃止に伴う一部変更 平成 24 年 7 月 24 日登記)

(平成25年4月1日 理工学部応用化学科・メカトロニクス工学科の設置及び理工学部機械システム工学科・建設システム工学科の名称変更に伴う一部変更 平成25年4月12日登記)

(平成28年4月1日 外国語学部国際英語学科の設置に伴う一部変更 平成28年4月6日登記)

(平成29年4月1日 28文科高第1922号 愛知県立愛知総合工科高等学校専攻科の指定管理法人の決定を受けた収益事業の開始に伴う一部変更 平成29年4月4日登記)

(平成29年7月31日 大学院大学・学校づくり研究科の廃止に伴う一部変更 平成29年10月10日登記)

(平成30年1月1日 28文科高第818号 可児キャンパスにおける土地等活用に係る収益事業の開始に伴う一部変更 平成30年1月5日登記)

(令和2年4月1日 理工学部環境創造工学科の設置に伴う一部変更 令和2年4月8日登記)

(令和2年4月1日 元文科高第1031号 私立学校法の一部改正及び本法人ガバナンス体制の見直しに伴う一部変更認可 令和2年4月8日登記)

(令和2年7月31日 大学院法務研究科の廃止に伴う一部変更 令和2年8月5日登記)

(令和4年1月24日 3受文科高第775号 本法人のガバナンス強化並びに理事会及び評議員会の運営及び議事録の取扱いの変更に伴う一部変更認可)

(令和4年4月1日 情報工学部情報工学科の設置に伴う一部変更 令和4年4月8日登記)

(令和5年8月1日 法学部応用実務法学科の廃止に伴う一部変更 令和5年8月3日登記)

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人名城大学と称する。

(事務所の所在地)

第2条 この法人は、事務所を、愛知県名古屋市天白区塩釜ロ一丁目501番地(名城大学)内に置く。

第2章 目的及び設置する学校並びに事業

(目的)

第3条 この法人は、創設以来の伝統に基づき、穏健中正で実行力に富み、国家、社会の信頼に値する人材を育成するため、教育基本法、学校教育法及び私立学校法に従い、学校教育を行うことを目的とする。

(設置する学校)

- 第4条 この法人は、前条に規定する目的を達成するために、次に掲げる学校を設置する。
 - (1) 名城大学 大学院 法学研究科 経営学研究科 経済学研究科 理工学研究科 農学研究科 薬学研究科 都市情報学研究科 人間学研究科 総合学術研究科

法学部 法学科

経営学部 経営学科 国際経営学科

経済学部 経済学科 産業社会学科

理工学部 数学科 情報工学科 電気電子工学科 材料機能工学科 応用化学科 機械工学科 交通機械工学科 メカトロニクス工学科 社会基盤デザイン工学科 環境創造工学科 建築学科

農学部 生物資源学科 応用生物化学科 生物環境科学科

薬学部 薬学科

都市情報学部 都市情報学科

人間学部 人間学科

外国語学部 国際英語学科

情報工学部 情報工学科

(2) 名城大学附属高等学校 全日制課程

(収益事業)

- 第4条の2 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。
 - (1) 国家戦略特別区域法に規定する管理者として行う教育・学習支援業
 - (2) 不動産業

第3章 役員及び理事会

(役員)

- 第5条 この法人に、次の役員を置き、その定数は次のとおりとする。
 - (1) 理事 12人以上19人以内
 - (2) 監事 3人又は4人
- ② この法人と役員との関係は、委任に関する規定に従う。

(理事長)

- 第6条 理事のうち1人を理事長とし、理事会において、これを選任する。
- ② 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。(恵務理事)
- 第7条 理事のうち1人を専務理事とすることができる。
- ② 専務理事は、常勤の理事のうちから理事長が推薦し、理事会において、これを選任する。
- ③ 専務理事は、理事長を補佐し、理事長の指示に基づき、別に定める経営に係る職務を遂行する。 (常務理事)

- 第7条の2 理事のうち若干名を常務理事とすることができる。
- ② 常務理事は、常勤の理事のうちから理事長が推薦し、理事会において、これを選任する。
- ③ 常務理事は、理事長及び専務理事を補佐し、その指示に基づき、職務を遂行する。 (常勤の理事)
- 第7条の3 理事のうち若干名を常勤とし、理事会において、これを選任する。
- ② 常勤の理事は、理事長の指示に基づき、この法人の業務を分掌する。

(学長)

- 第8条 名城大学に、学長を置く。
- ② 名城大学学長は、名城大学及びこの法人の設置する学校の教育に関する事項を統括する。 (理事の選任)
- 第9条 理事となるものは、次の各号に掲げる者とする。
 - (1) 名城大学学長
 - (2) 名城大学副学長のうちから学長が推薦し、理事会において選任した者2人
 - (3) 名城大学附属高等学校長
 - (4) この法人の職員(この法人の設置する学校の教員その他の職員を含む。以下同じ。)又は職員であった者のうちから理事長が推薦し、理事会において選任した者4人以内
 - (5) 評議員のうちから評議員会において選任した者2人
 - (6) 理事会が評議員会の意見を聴いて選任した学識経験者5人以上9人以内
- ② 前項第1号から第3号まで及び第5号の理事は、学長、副学長、学校長又は評議員の職を退いた ときは、理事の職を失うものとする。

(理事の任期)

- 第10条 理事(前条第1項第1号から第3号の規定により理事となるものを除く。)の任期は2年と する。ただし、補欠の理事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。
- ② 理事は再任を妨げない。
- ③ 理事は、任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なお、その職務を行う。 (理事の補充)
- 第11条 理事の総数が12人を欠いたときは、1月以内に補充しなければならない。

(理事の解任及び退任)

- 第12条 理事が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会における理事総数の3分の2以上の 議決及び評議員会における評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができ る。
 - (1) 法令又はこの寄附行為に著しく違反したとき
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないとき
 - (3) 職務上の義務に著しく違反したとき
 - (4) 理事たるにふさわしくない重大な非行があったとき
- ② 理事は次の事由によって退任する。
 - (1) 任期の満了
 - (2) 辞任
 - (3) 死亡
 - (4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき (理事の代表権の制限)
- 第13条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長の職務の代理等)

第14条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(競業及び利益相反取引の制限)

第14条の2 理事は、競業及び利益相反取引をしようとするときは、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならないものとする。

(理事の監事への報告義務)

第14条の3 理事は、この法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したとき は、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならないものとする。

(理事会)

- 第15条 この法人に、理事会を置く。
- ② 理事会は、理事をもって組織する。
- ③ 理事会は、理事長が招集し、その議長となる。
- ④ 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から2週間以内に、これを招集しなければならない。
- ⑤ 理事長が前項の請求にもかかわらず、理事会を招集しない場合には、請求した理事全員は、連名 で理事会を招集することができる。この場合の理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- ⑥ 理事会を招集するには、各理事及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。
- ⑦ 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

(業務の決定)

- 第16条 理事会は、法令又はこの寄附行為の定めるところにより、この法人の業務を決定し、理事の 職務の執行を監督する。
- ② 理事会の議事は、法令又はこの寄附行為に別段の定めがある場合のほか、理事総数の3分の2以上の理事が出席し、出席理事(理事長たる理事を加え第4項の理事を除く。)の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- ③ 前項の場合において、理事会に付議される事項につき、書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- ④ 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(審議事項)

- 第16条の2 理事会は、次の各号に掲げる事項を審議処理する。
 - (1) 寄附行為の変更
 - (2) この法人の組織並びに運営に関する諸規定(前項の寄附行為を除く。)の制定及び改廃
 - (3) 第9条第1項第2号、第4号及び第6号に掲げる理事の選任
 - (4) 第18条第1項に掲げる監事の候補者の選出
 - (5) 第22条第2項第1号、第2号及び第6号に掲げる評議員の選任
 - (6) 第12条第1項に掲げる理事の解任
 - (7) 第14条に掲げる理事長の職務の代理等の順位決定
 - (8) 事業に関する中期的な計画に関する事項
 - (9) 単年度の事業計画及び事業の実績に関する事項
 - (10) 予算、決算、借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)及び 不動産その他重要な資産の処分に関する事項
 - (11) 予算外の重要な義務の負担又は権利の放棄に関する事項
 - (12) 第4条の2第1号及び第2号に掲げる収益を目的とする事業の開始及び廃止に関する事項
 - (13) 合併に関する事項
 - (14) 解散に関する事項
 - (15) 残余財産の処分に関する事項
 - (16) 新規の事業に関する重要事項
 - (17) その他この法人の業務に関し、理事会が必要と認める事項
- ② 前項第10号及び第11号の重要性の基準は別に定める。

(業務決定の特例)

第16条の3 前条第1項第1号、第6号、第13号、第14号及び第30条の審議事項については、理事総数の3分の2以上の議決がなければならない。

(議事録)

- 第16条の4 議長は、理事会の開催の場所(当該場所に存しない役員が理事会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。)及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。
- ② 議事録には、出席理事及び監事が署名(電磁的記録により作成される議事録にあっては、電子署名。以下同じ。)若しくは記名押印し、又は議長並びに出席理事のうちから議長が指名した理事2人及び出席監事が署名し、常にこれをこの法人の事務所に備えて置かなければならない。
- ③ 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。
- ④ 出席理事から議事録の記載について疑義のあった場合は、その申出に基づいて理事会に諮り、議 長がこれを確認しなければならない。

(常勤理事会)

- 第17条 この法人の日常業務の執行に関する事項及び理事会から付託された事項を決定するため、理事会の下に常勤理事会を置く。
- ② 常勤理事会は、次に掲げる者をもって構成する。
 - (1) 理事長
 - (2) 学長
 - (3) 第7条の3に基づき選任された理事
- ③ 常勤理事会に関する事項は、別に定める。

(監事の選任)

- 第18条 監事は、この法人の理事、職員、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。
- ② 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(監事の任期)

- 第19条 監事の任期は、4年とする。
- ② 第10条第2項、第3項及び第11条は、監事に、これを準用する。この場合において第11条中「12 人」とあるのは、「3人」と読み替えるものとする。

(監事の解任及び退任)

- 第20条 監事が第12条第1項各号の一に該当するに至ったときは、評議員会における評議員総数の3 分の2以上の議決により、これを解任することができる。
- ② 第12条第2項は、監事に、これを準用する。

(監事の職務)

- 第21条 監事の職務は、次のとおりとする。
 - (1) この法人の業務を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること
 - (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること
 - (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の 業務執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があることを発 見したときは、これを理事会及び評議員会に報告し、適切な対応がない場合は、文部科学大臣に 報告すること
 - (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること
 - (7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して 意見を述べること
- ② 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をし

た監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

- ③ 前項により招集された理事会又は評議員会の議長は、出席理事又は評議員の互選によって定める。
- ④ 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(役員の法人に対する損害賠償責任)

第21条の2 役員は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負うものとする。

(責任の免除)

第21条の3 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して、特に必要と認める場合には、私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定により免除することができる額を限度として、理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

第21条の4 理事(理事長、専務理事、常務理事及び常勤の理事でないものに限る。)又は監事(以下この条において「非業務執行理事等」という。)が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、この法人から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の1年間当たりの額に相当する額として文部科学省令で定める方法により算定される額の2倍の額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

(役員の第三者に対する損害賠償責任)

第21条の5 役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負うものとする。

(役員の連帯責任)

第21条の6 役員がこの法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員 も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯債務者とする。

第4章 評議員会及び評議員

(評議員会の組織)

- 第22条 この法人に評議員会を置く。
- ② 評議員会は次の各号に掲げる評議員をもって組織する。
 - (1) この法人の職員のうちから選任した者3人
 - (2) この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢25歳以上の者のうちから選任した者13人以上 14人以内
 - (3) 名城大学学長
 - (4) 名城大学の学部長
 - (5) 名城大学附属高等学校長
 - (6) 学識経験者10人以上15人以内

(評議員の選任)

- 第23条 前条第2項第1号、第2号及び第6号に規定する評議員は、理事会において選任する。
- ② 前条第2項第1号、第3号、第4号及び第5号に規定する評議員は、職員又は学長、学部長又は学校長の職を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

(評議員の任期)

- 第24条 評議員(第22条第2項第3号、第4号及び第5号の規定により選任された者を除く。)の任期は4年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。
- ② 第10条第2項及び第3項は、評議員に、これを準用する。

(評議員会の会議)

第25条 評議員会の会議は、毎年3月及び5月を定例会とし、必要に応じて臨時会を理事長が招集す

る。

- ② 評議員会に、議長1人を置く。議長は、評議員会においてこれを互選する。
- ③ 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示し、評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内にこれを招集しなければならない。
- ④ 評議員会は、評議員総数の過半数が出席しなければ会議を開き、議事を議決することができない。
- ⑤ 議長は、評議員として議決に加わることができない。
- ⑥ 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合のほか、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- ⑦ 第12条、第15条第5項、第6項、第7項及び第16条第3項、第4項は、評議員及び評議員会にこれを準用する。

(議決事項)

- 第26条 次に掲げる事項は、評議員会の議決を要する。
 - (1) 合併に関する事項
 - (2) 第41条第1項第1号及び第2号に掲げる解散
 - (3) 寄附行為の変更
 - (4) 第9条第1項第5号に掲げる理事の選任
 - (5) 第12条第1項に掲げる理事の解任
 - (6) 第18条第1項に掲げる監事の候補者の選出
 - (7) 第20条第1項に掲げる監事の解任

(業務決定の特例)

第26条の2 前条第1号、第3号、第5号、第7号及び第41条第1項第1号の審議事項については、 評議員総数の3分の2以上の議決がなければならない。

(諮問事項)

- 第27条 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければ ならない。
 - (1) 第9条第1項第6号に掲げる理事の選任に関する事項
 - (2) 事業に関する中期的な計画に関する事項
 - (3) 単年度の事業計画に関する事項
 - (4) 予算、借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)及び不動産 その他重要な資産の処分に関する事項
 - (5) 予算外の重要な義務の負担又は権利の放棄に関する事項
 - (6) 残余財産の処分に関する事項
 - (7) 寄附金の募集に関する事項
 - (8) 新規の事業に関する重要事項
 - (9) 第4条の2第1号及び第2号に掲げる収益を目的とする事業の開始及び廃止に関する事項
 - (10) 役員に対する報酬、期末手当その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益並びに退任 慰労金(以下「報酬等」という。)の支給の基準に関する事項
 - (11) その他この法人の業務に関する重要事項

(評議員会の意見具申等)

第27条の2 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、 役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。 (議事録)

- 第27条の3 議長は、評議員会の開催の場所(当該場所に存しない評議員が評議員会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。)及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。
- ② 議事録には、出席評議員及び監事が署名若しくは記名押印し、又は議長並びに出席評議員のうちから議長が指名した評議員2人及び出席監事が署名し、常にこれをこの法人の事務所に備えて置かなければならない。

③ 出席評議員から議事録の記載について疑義のあった場合は、その申出に基づいて評議員会に諮り、議長がこれを確認しなければならない。

(特別の利益供与の禁止)

第27条の4 この法人は、設立者、理事、監事、評議員及び職員並びにこれらの配偶者又は三親等内の親族等の関係者に対し、特別の利益を与えてはならないものとする。

第5章 資産及び会計

(資産)

- 第28条 この法人の資産は、次のとおりとする。
 - (1) この法人の財産目録記載の財産
 - (2) 授業料、入学金、入学検定料、その他納付金
 - (3) 資産から生ずる果実
 - (4) 寄附金
 - (5) その他の収入

(財産の区分)

- 第29条 この法人の資産は、基本財産、運用財産及び収益事業用財産に区分する。
- ② 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資産とし、財産目録中の基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- ③ 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載 する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- ④ 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。
- ⑤ 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産又は 収益事業用財産に編入する。

(財産処分の制限)

第30条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上己むを得ない事由があるときは、理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び第27条に規定する手続を経て、その一部に限り、これを処分することができる。

(積立金の保管)

第31条 基本財産及び運用財産のうち積立金は、確実な保管方法により理事長がこれを保管する。

(経費の支弁)

第32条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入、その他の納付金収入並びに運用財産をもって支弁する。

(会計)

- 第33条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。
- ② この法人の会計は、学校の経営に関する会計(以下「学校会計」という。)及び収益事業に関する会計(以下「収益事業会計」という。)に区分するもとのとする。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

- 第34条 理事長はこの法人の予算及び事業計画を毎会計年度開始前に編成し、また、この法人の事業に関する中期的な計画を作成し、第16条の2及び第27条の規定に従い、あらかじめ評議員会の意見を聴き、理事会の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも同様とする
- ② 前項の事業計画及び事業に関する中期的な計画を作成するに当たっては、認証評価の結果を踏まえて作成しなければならない。

(決算、事業の実績)

- 第35条 この法人の決算及び事業の実績は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、これにつき監事の 意見を求めるものとする。
- ② 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

③ 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

- 第36条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿(以下「役員等名簿」という。)を作成しなければならない。
- ② この法人は、前項の書類、第21条第1項第4号の監査報告書、寄附行為及び役員に対する報酬等の支給の基準を作成の日から5年間、この法人の事務所に備え置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- ③ 前項の規定にかかわらず、役員等名簿について閲覧の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、閲覧させることができる。

(情報の公表)

- 第36条の2 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。
 - (1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容
 - (2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
 - (3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿(個人の住所に係る記載の 部分を除く。)を作成したとき これらの書類の内容
 - (4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

(役員の報酬)

第36条の3 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給 することができる。

(資産総額の変更登記)

第37条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後2月以内に登記 しなければならない。

(会計年度)

第38条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

(細則)

第39条 この法人の資産、会計その他財務に関しては、この寄附行為に定める場合のほか、別に定める財務規定による。

第6章 合併及び解散

(合併)

第40条 この法人が合併しようとするときは、第16条の3及び第26条の2に規定する手続を経て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

(解散)

- 第41条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。
 - (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会における評議員総数の3分の2 以上の議決
 - (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会における評議員総数の過半数の議決
 - (3) 合併
 - (4) 破産
 - (5) 文部科学大臣の解散命令
- ② 前項第1号に掲げる事由による解散にあっては文部科学大臣の認可を、前項第2号に掲げる事由による解散にあっては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第42条 この法人が解散 (合併及び破産による解散を除く。) した場合における残余財産は、第16条 及び第27条に規定する手続を経て選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公 益財団法人に帰属する。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

- 第43条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事長において評議員総数の3分の2以上の議決 及び理事総数の3分の2以上の議決を得、文部科学大臣の認可を受けなければならない。
- ② 私立学校法施行規則に定める届出事項については、理事長において評議員総数の3分の2以上の議決及び理事総数の3分の2以上の議決を得、文部科学大臣に届け出なければならない。

第8章 補則

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、この法人の事務所に設置する掲示場に掲示して行う。

(書類及び帳簿の備付け)

- 第45条 この法人は、第36条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常にこの法人の事務所に備えて置かなければならない。
 - (1) 役員及び評議員の履歴書
 - (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
 - (3) その他必要な書類及び帳簿

(施行細則)

第46条 この寄附行為の施行についての細則は、理事会において別にこれを定める。

附 即

- ① この寄附行為は、昭和43年1月29日から施行する。
- ② 従前の寄附行為は、廃止する。
- ③ この法人の寄附行為変更当時の役員は、次のとおりとする。

理事	(理事長)	第8条第1項第2号	理事	渡辺捨雄
理事	(学長)	第8条第1項第1号	理事	三雲次郎
理事		第8条第1項第2号	理事	村岡嘉六
理事		第8条第1項第3号	理事	石田退三
理事		第8条第1項第3号	理事	桑原幹根
理事		第8条第1項第3号	理事	小山竜三
理事		第8条第1項第3号	理事	佐伯卯四郎
理事		第8条第1項第3号	理事	杉戸清
監事				須川義弘
監事				野村均一

- ④ 前項の理事の任期は、第9条第1項にかかわらず、昭和44年2月18日に満了するものとする。ただし、第8条第1項第1号及び第2号の理事については、この限りでない。
- ⑤ 監事は、第18条第1項にかかわらず、昭和44年2月18日に満了するものとする。

KH 目1

この寄附行為は、昭和44年4月1日から施行する。

附則

- この寄附行為は、昭和47年4月1日から施行する。 附 即
- この寄附行為は、昭和48年4月1日から施行する。 附 則
- この寄附行為は、昭和50年2月1日から施行する。 附 則
- この寄附行為は、昭和51年5月1日から施行する。 附 則
- この寄附行為は、昭和52年4月1日から施行する。 附 則

この寄附行為は、昭和60年8月11日から施行する。

附則

この寄附行為は、昭和61年4月1日から施行する。

附 即

- ① 平成5年3月19日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成5年4月1日から施行する。
- ② 大学院工学研究科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず、平成5年3月31日に 在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間存続するものとする。

附目

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成6年12月21日)から施行する。

附目

平成7年12月22日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成8年4月1日から施行する。

附則

- ① この寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成10年12月22日)から施行する。
- ② 商学部一部及び理工学部一部は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず、平成11年3月31日に在学する者が当該学部に在学しなくなるまでの間存続するものとする。

附目

この寄附行為は、文部大臣の認可の日 (平成11年12月22日) から施行する。

附具

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成12年12月21日)から施行する。

附則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成13年5月9日)から施行する。

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成13年12月20日)から施行する。

附則

- この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日 (平成14年10月28日) から施行する。 附 則
- この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日 (平成14年12月19日) から施行する。 附 即
- この寄附行為は、平成15年5月29日から施行する。

附即

- この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日 (平成15年11月27日) から施行する。 附 則
- この寄附行為は、平成16年4月1日から施行する。

附則

- この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日 (平成16年8月20日) から施行する。 附 則
- この寄附行為は、平成17年4月1日から施行する。

附則

- この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成17年7月29日)から施行する。 附 則
- この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成18年1月31日)から施行する。 附 則
- この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成18年3月8日)から施行する。 附 則
- この寄附行為は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成18年5月25日から施行する。

この寄附行為は、平成19年5月24日から施行する。

附則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成19年11月12日)から施行する。

附 目

この寄附行為は、平成19年12月31日から施行する。

附則

この寄附行為は、平成20年4月30日から施行する。

附則

この寄附行為は、平成20年6月30日から施行する。

附目

- ① 平成21年3月17日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成21年4月1日から施行する。
- ② 寄附行為第22条第2項第2号については、第24条第1項にかかわらず、施行日に選任した評議員の任期を平成24年1月28日までとする。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成22年12月24日)から施行する。

附 即

- ① この寄附行為は、平成23年4月1日から施行する。
- ② 理工学部交通科学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず、平成23年3月31日 に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附則

この寄附行為は、平成23年5月31日から施行する。

附則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成23年10月3日)から施行する。

附目

この寄附行為は、平成24年5月31日から施行する。

附則

- ① この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成24年7月30日)から施行する。
- ② 改正前の寄附行為第22条第2項第3号の規定に基づき選任された評議員については、改正後の寄 附行為第22条第2項の規定にかかわらず、理事の任期満了までの間は、なお従前の例による。

附則

- ① この寄附行為は、平成25年4月1日から施行する。
- ② 理工学部機械システム工学科及び建設システム工学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定 にかかわらず、平成25年3月31日に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するも のとする。

附則

この寄附行為は、平成28年4月1日から施行する。

附則

平成29年3月21日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この寄附行為は、平成29年7月31日から施行する。

附 則

平成29年8月22日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成30年1月1日から施行する。

附則

- ① この寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。
- ② 理工学部環境創造学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず、令和2年3月31日に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附則

- ① 令和2年3月18日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。
- ② 改正前の寄附行為第10条第1項の規定に基づき選任された理事(寄附行為第9条第1項第1号から第4号の規定により理事となるものを除く。)については、改正後の寄附行為第10条第1項の規

定にかかわらず、理事の任期満了までの間は、なお従前の例による。

③ 改正前の寄附行為第19条第1項の規定に基づき選任された監事については、改正後の寄附行為第19条第1項の規定にかかわらず、監事の任期満了までの間は、なお従前の例による。

附即

この寄附行為は、令和2年7月31日から施行する。

附即

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(令和4年1月24日)から施行する。

附目

この寄附行為は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、令和5年8月1日から施行する。